

# 登山者の皆様へお願い

政府は令和2年5月25日までに、全都道府県について新型コロナウイルス感染症に関する**緊急事態宣言**を解除しました。しかしながら、第2波、第3波に備えて、引き続き感染拡大防止に向けた**長期的な取り組み**が求められています。

「登山」を**リスク**の一つとして捉え、

○体調がすぐれない場合は登山を控えてください。

○登山届を提出してください。

5月31日まで

## 県域を越える往来の自粛

をお願いします。

(首都圏や北海道との間の移動は**6月18日まで**慎重に願います。)

山形県が設置している **避難小屋** については、その設置目的に鑑み、開放はしていますが、管理人は常駐していません。

感染症対策のため**6月30日まで**(前後することがあります。)

## 緊急時以外の利用は禁止

とします。

県設置避難小屋：日暮沢、狐穴、竜門山、天狗角力取山、弥兵衛平、西吾妻  
北股岳、大朝日岳山頂、鳥原山、念仏ヶ原

やむを得ず、避難小屋を利用する場合であっても、「三つの密」(密閉・密集・密接)を回避する行動をお願いします。